

経済学部 経済学科・地域政策学科履修規程

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本規程は学則第10条、第13条および第14条に基づき経済学部経済学科・地域政策学科の学生の授業科目履修に関する事項を定める。
- 第 2 条 授業科目の履修は、学則第8条から第19条までの規程およびこの履修規程によらなければならない。
2. 履修規程は、原則として入学年次のものを適用する。

第 2 章 授業科目の履修および卒業論文

(卒業に必要な単位数)

- 第 3 条 卒業に必要な単位数は、学則第14条(1)に基づき、全学共通科目の外国語科目・広域科目を24単位以上、および経済学部経済学科・地域政策学科の学科専攻科目から100単位以上、合計124単位以上とする。

(授業科目)

- 第 4 条 全学共通科目の外国語科目・広域科目は、学則第9条第2項に定める授業科目の中から履修しなければならない(別表1-1参照)。
2. 全学共通科目の必修外国語科目は、外国語科目Ia・Ib・IIa・IIb(英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、朝鮮語の中から2か国語)8単位、外国語科目IIIa・IIIb・IVa・IVb(前記2か国語の中から1か国語)4単位を修得しなければならない。ただし、12単位を超えて修得した単位は広域科目の単位に振り替えることができる。なお、学部国際留学生の外国語科目は日本語とし、日本語Ia～VIb12単位を修得しなければならない。
3. 全学共通科目の選択外国語科目で修得した単位は広域科目の単位に振り替えることができる。
4. 全学共通科目の広域科目は、12単位を修得しなければならない。ただし、①思想と文化、②歴史と社会、③健康とスポーツ、④自然と生活の各分野から1科目2単位以上を修得しなければならない。
5. 必修外国語科目の履修変更は次の定めによる。
- (1) 当該外国語科目の単位修得に関わらず、変更を認める。なお変更によって履修する外国語科目2か国語が同一になってはならない。
- (2) 変更を認められた外国語科目は、1年次配当の科目から履修することとする。

- 第 5 条 全学共通科目のオープン科目は、学則第9条第3項に定める授業科目の中から履修することができる(別表1-2参照)。
2. オープン科目は、各学部が定めた配当年次に履修することができる。
3. 全学共通科目で修得した単位は、28単位まで別表2に定めた学科専攻科目の単位に振り替えることができる。

- 第 6 条 学科専攻科目は、経済学科は学則第10条第3項(1)に定める授業科目、地域政策学科は学則第10条第3項(2)に定める授業科目で、各履修コースを構成する科目の中から履修しなければならない。コース別学科専攻科目は別表のとおり定める。
2. 履修コースは、産業と企業コース、金融コース、くらしと環境コース、地域経済とまちづくりコース、公共政策コース、国際政治経済コース、グローバル・コミュニケーションコースの7コースとし、各履修コースの授業科目は別表2に定める。
3. 各履修コースの授業科目は、それぞれA科目(学部基幹科目)、B科目(コース科目)、C科目(選択科目)およびD科目(演習科目)に分け、A科目は14単位、B科目は32単位、C科目は40単位、D科目は14単位、合計100単位以上を修得しなければならない。
4. 各履修コースの必修科目の単位を修得しない場合には、卒業することができない。履修コースの変更は別に定める。

(演習と卒業論文)

- 第 7 条 学科専攻科目の卒業研究履修者の提出すべき卒業論文は、届け出た題目について作成し、卒業年次に提出しなければならない。
2. D科目(演習科目)の経済学部基礎演習I、経済学部基礎演習II、演習I、演習II、演習IIIおよび卒業研究の14単位の全部または一部をB科目あるいはC科目の修得単位で代えることができる。
3. 演習についての細則は別に定める。

(授業科目の履修制限)

第 8 条 学生が各年次において履修し得る授業科目の履修最高単位数を次表のとおり定める。

年 次	1		2		3		4		計
開 講 期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
履修最高単位数	22	22	24	24	24	24	24	24	188
備 考	履修最高単位に含まれない科目は別に定める。								

第 9 条 次にかかげる授業科目については前条を適用しない。

(1) 特に指定して開講された授業科目

(2) 学則第10条第3項(8)および同第15条第3項に該当する教育職員養成課程の科目

(授業科目の年次別履修)

第 10 条 各年次の学生が履修することができる授業科目は、別表のとおり定める。

2. 履修することができる授業科目は、各履修コースの配当年次に配当されている科目とする。ただし、特に指示された場合はこの限りではない。
3. 経済学部基礎演習Ⅰ、経済学部基礎演習Ⅱ、演習Ⅰ、演習Ⅱ、演習Ⅲ、卒業研究およびインターンシップは配当年次のみ履修できる。

(教育職員養成課程)

第 11 条 教育職員免許法に基づいて、教育職員免許状を取得するためには「教科及び教職に関する科目」について、所定の科目の単位数を修得しなければならない。

第 12 条 卒業資格に関する単位数の不足、成績が不良の場合および「教科及び教職に関する科目」の単位数の不足、成績不良の場合には、教育職員養成課程配当の授業科目履修を中止せざることがある。

第 13 条 教育職員免許状を取得するために必要な「教科及び教職に関する科目」を履修しようとする者は、学期始めに届け出なければならない。

第 3 章 受 講

(授業の類別)

第 14 条 授業は、開講期間によって次の各号に類別される。

- (1) 学期完結型（各学期内で完結する授業）
- (2) 通年型（1年間継続の授業）
- (3) 集中型

(開講基準)

第 15 条 授業科目は開講することを原則とするが、年度または学期により開講しない場合がある。

2. 開講した授業科目でも、受講人員が少人数の場合には中止することがある。

(受講の制限)

第 16 条 授業科目によっては、受講資格を限定し受講人員を制限することがある。

(受講の選択)

第 17 条 同一授業科目で、二つ以上の授業が開講されているときは、いずれか一つの授業を選択して受講することができる。ただし、受講すべき授業を特に指定しているときはこの限りではない。

(履修登録)

第 18 条 授業を受講するには、学年暦で定める期間に履修登録を行わなければならない。ただし、授業の都合上、期間外に履修登録を受け付ける場合がある。

(受講の変更と追加)

第 19 条 履修登録した受講科目は、原則として変更または追加することはできない。

第 4 章 単位の修得

(単位の修得)

第 20 条 授業科目の単位を修得するためには、その科目を受講し、かつ試験に合格しなければならない。

(先修制)

第 21 条 前年次または前学期までに配当された必修科目のうち単位未修得のものは、原則としてこれを各年次または各学期の履修科目に加えなければならない。

(除籍・復籍に伴う授業科目の取扱い)

第 22 条 学費等納付規程第6条により、除籍された者には当該学期の修得単位はこれを認めない。

2. 復籍願を提出し、その許可を受けた者は前項を適用しない。

第 5 章 試験および成績

(試験)

第 23 条 試験は、学則第17条に定めるところにより行う。

2. 試験は、所定の学期末のほか臨時にこれを行うことがある。

(試験方法)

第 24 条 試験方法は、原則として筆記試験による。

2. 前項の試験は、研究報告、論文等をもって、これに代えることがある。

(受験資格)

第 25 条 履修登録した授業科目について相当時間数出席した場合には、その科目の受験資格が与えられる。

2. 受験資格は、授業科目を受講した期間に限り有効である。

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、試験を受けることができない。

- (1) 履修登録をしていないとき
- (2) 学費が未納のとき
- (3) 受験に際して有効な学生証を携帯していないとき
- (4) 試験開始時刻に遅刻したとき
- (5) 懲戒処分中の者
- (6) その他学則、諸規程によるもの

(再履修の制限)

第 27 条 単位を修得した授業科目は再履修することができない。

(成績評価)

第 28 条 学則第18条に定める成績評価は、次の各号の基準によるものとする。

- (1) 優 100点から80点まで
- (2) 良 79点から70点まで
- (3) 可 69点から60点まで
- (4) 不 可 59点以下

(不正行為の処罰)

第 29 条 試験中において、不正行為（準備行為も含む）を行った者は、試験の不正行為者に対する処罰内規により処罰される。

(追試験)

第 30 条 追試験の実施については、別に定める学内試験細則による。

第 6 章 規程の改正

第 31 条 この規程の改廃は経済学部教授会の意見を聴いて、経済学部長が行う。

附則（省略）

本規程は、2019年3月12日に改正し、2019年4月1日から施行する。

経営学部 第1部 経営学科履修規程

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本規程は学則第10条、第13条および第14条に基づき経営学部第1部経営学科の学生の授業科目履修に関する事項を定める。
- 第 2 条 授業科目の履修は、学則第8条から第19条までの規程およびこの履修規程によらなければならない。
2. 履修規程は、原則として入学年次のものを適用する。

第 2 章 授業科目の履修および卒業論文

(卒業に必要な単位数)

- 第 3 条 卒業に必要な単位数は、学則第14条（2）に基づき、全学共通科目の外国語科目・広域科目を24単位以上、および経営学部経営学科の学科専攻科目から100単位以上、合計124単位以上とする。

(授業科目)

- 第 4 条 全学共通科目の外国語科目・広域科目は、学則第9条第2項に定める授業科目の中から履修しなければならない（別表1-1参照）。
2. 全学共通科目の必修外国語科目は、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、朝鮮語の中から1ないし2か国語にわたって履修し、1か国語選択は1つの外国語Ⅰa～Ⅳb 8単位を、2か国語選択は2つの外国語Ⅰa～Ⅱbをそれぞれ4単位（計8単位）修得しなければならない。ただし、8単位を超えて修得した単位は選択外国語科目の単位に振り替えることができる。なお、学部国際留学生の外国語科目は日本語とし、日本語Ⅰa～Vb 10単位を修得しなければならない。
3. 全学共通科目の選択外国語科目は、2単位を修得しなければならない。ただし、2単位を超えて修得した単位は広域科目の単位に振り替えることができる。
4. 全学共通科目の広域科目は、14単位を修得しなければならない。ただし、①思想と文化の学部指定科目（哲学入門、心理学入門、倫理学入門、芸術学入門）、②歴史と社会の学部指定科目（歴史学入門、政治学入門、経済学入門、統計学入門、社会学入門）、③健康とスポーツ、④自然と生活、⑥キャリア形成科目の各分野から2単位以上を修得しなければならない。なお、⑥キャリア形成科目は4単位を上限とし、学科専攻科目への振替もできない。
5. 必修外国語科目の履修変更は次の定めによる。
- （1）当該外国語科目の単位修得に関わらず、変更を認める。なお変更によって履修する外国語科目2か国語が同一になってはならない。
- （2）変更を認められた外国語科目は、1年次配当の科目から履修することとする。
- 第 5 条 全学共通科目のオープン科目は、学則第9条第3項に定める授業科目の中から履修することができる（別表1-2参照）。
2. オープン科目は、各学部が定めた配当年次に履修することができる。
3. 全学共通科目で修得した単位は、8単位まで別表2に定めた学科専攻科目の単位に振り替えることができる。
- 第 6 条 学科専攻科目の学部基礎科目は、学則第10条第3項（3）に定める科目から5科目10単位以上（ただし、経営学部スペシャリスト養成コースであるコンサルティングコースは6科目12単位以上）を修得しなければならない。授業科目ならびに卒業必要単位数は別表2に定める。
2. 学部基礎科目の中で5科目10単位（ただし、経営学部スペシャリスト養成コースであるコンサルティングコースは6科目12単位）を超えて修得した単位は、学科専門科目の（B）選択科目の単位に振り替えることができる。
- 第 7 条 学科専攻科目の学科専門科目は、学則第10条第3項（3）に定める科目から、各授業科目の区分にしたがって90単位以上（ただし、経営学部スペシャリスト養成コースであるコンサルティングコースは88単位以上）を修得しなければならない。授業科目ならびに卒業必要単位数は別表2に定める。
2. 経営学部スペシャリスト養成コースのコンサルティングコースと税法会計コースの2コースの授業科目は別表2に定める。
3. 各授業科目は、それぞれ（A）必修科目、（B）選択科目、（C）選択科目および（D）演習科目に分け、次の分類にしたがって必要単位を修得しなければならない。

必要単位	経営学科	スペシャリスト養成コース	
		コンサルティング	税法会計
(A)必修科目	12単位	28単位	24単位
(B)選択科目	44単位	32単位	42単位
(C)選択科目	24単位	18単位	14単位
(D)演習科目	10単位	10単位	10単位

4. 税法会計コースは前項に定めた(A)必修科目の必要単位を超えて修得した単位は(B)選択科目の単位に振り替えることができる。
5. 第3項に定めた(B)選択科目の必要単位を超えて修得した単位は(C)選択科目の単位に振り替えることができる。
6. (D)演習科目で修得した単位に余剰の単位がある場合は、その単位を学科専門科目の(C)選択科目の修得単位に換算することができる。
7. (D)演習科目の演習I、演習II、演習IIIと卒業研究の全部または一部の単位を(B)選択科目の修得単位で代えることができる。
8. 演習IIの履修は演習Iの修得を条件とし、演習IIIの履修は演習IIの修得を条件とする。
9. 演習I、演習II、演習IIIを履修しない者も、担当教員の承諾があれば卒業研究を履修できる。
10. 卒業研究を履修した者は、この演習を辞退しない限り、卒業論文を提出し、単位を修得しなければならない。
11. 経営学部第1部ビジネス法学科、経営学部第2部経営学科の科目のうち経営学部第1部経営学科に配当されていない科目の修得単位は、各授業科目の(C)選択科目の修得単位とすることができます。ただし、別表3に定める同種科目は重複履修できない。

(授業科目の履修制限)

第 8 条 学生が各年次において、履修し得る授業科目の履修最高単位数を次表のとおり定める。

年 次	1		2		3		4		計
開 講 期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
履修最高単位数	22	22	24	24	24	24	24	24	188
備 考	履修最高単位に含まれない科目は別に定める。								

第 9 条 次にかかげる授業科目については前条を適用しない。

- (1) 特に指定して開講された授業科目
- (2) 学則第10条第3項(8)および同第15条第3項に該当する教育職員養成課程の科目

(授業科目の年次別履修)

第 10 条 各年次の学生が履修することができる授業科目は、別表のとおり定める。

2. 履修することができる授業科目は、各配当年次に配当されている科目とする。ただし、特に指示された場合はこの限りではない。
3. 演習I、演習II、演習III、卒業研究、特別演習、インターンシップは配当年次のみ履修できる。

(教育職員養成課程)

第 11 条 教育職員免許法に基づいて、教育職員免許状を取得するためには「教科及び教職に関する科目」について、所定の科目の単位数を修得しなければならない。

第 12 条 卒業資格に関する単位数の不足、成績が不良の場合および「教科及び教職に関する科目」の単位数の不足、成績不良の場合には、教育職員養成課程配当の授業科目履修を中止させることがある。

第 13 条 教育職員免許状を取得するために必要な「教科及び教職に関する科目」を履修しようとする者は、学期始めに届け出なければならない。

第 3 章 受 講

(授業の類別)

第 14 条 授業は、開講期間によって次の各号に類別される。

- (1) 学期完結型（各学期内で完結する授業）
- (2) 通年型（1年間継続の授業）
- (3) 集中型

(開講基準)

第 15 条 授業科目は開講することを原則とするが、年度または学期により開講しない場合がある。

- 2. 開講した授業科目でも、受講人員が少人数の場合には中止することがある。

(受講の制限)

第 16 条 授業科目によっては、受講資格を限定し受講人員を制限することがある。

(受講の選択)

第 17 条 同一授業科目で、二つ以上の授業が開講されているときは、いずれか一つの授業を選択して受講することができる。ただし、受講すべき授業を特に指定しているときはこの限りではない。

(履修登録)

第 18 条 授業を受講するには、学年暦で定める期間に履修登録を行わなければならない。ただし、授業の都合上、期間外に履修登録を受け付ける場合がある。

(受講の変更と追加)

第 19 条 履修登録した受講科目は、原則として変更または追加することはできない。

第 4 章 単位の修得

(単位の修得)

第 20 条 授業科目の単位を修得するためには、その科目を受講し、かつ試験に合格しなければならない。

(先修制)

第 21 条 前年次または前学期までに配当された必修科目のうち単位未修得のものは、原則としてこれを各年次または各学期の履修科目に加えなければならない。

(除籍・復籍に伴う授業科目の取扱い)

第 22 条 学費等納付規程第6条により、除籍された者には当該学期の修得単位はこれを認めない。

- 2. 復籍願を提出し、その許可を受けた者は前項を適用しない。

第 5 章 試験および成績

(試験)

第 23 条 試験は、学則第17条に定めるところにより行う。

- 2. 試験は、所定の学期末のほか臨時にこれを行うことがある。

(試験方法)

第 24 条 試験方法は、原則として筆記試験による。

- 2. 前項の試験は、研究報告、論文等をもって、これに代えることがある。

(受験資格)

第 25 条 履修登録をした授業科目について相当時間数出席した場合には、その科目の受験資格が与えられる。

- 2. 受験資格は、授業科目を受講した期間に限り有効である。

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、試験を受けることができない。

- (1) 履修登録をしていないとき
- (2) 学費が未納のとき
- (3) 受験に際して有効な学生証を携帯していないとき
- (4) 試験開始時刻に遅刻したとき
- (5) 懲戒処分中の者
- (6) その他学則、諸規程によるもの

(再履修の制限)

第 27 条 単位を修得した授業科目は再履修することができない。

(成績評価)

第 28 条 学則第18条に定める成績評価は、次の各号の基準によるものとする。

- (1) 優 100点から80点まで
- (2) 良 79点から70点まで
- (3) 可 69点から60点まで
- (4) 不 可 59点以下

(不正行為の処罰)

第 29 条 試験中において、不正行為（準備行為も含む）を行った者は、試験の不正行為者に対する処罰内規により処罰される。

(追試験)

第 30 条 追試験の実施については、別に定める学内試験細則による。

第 6 章 規程の改正

第 31 条 この規程の改廃は経営学部教授会の意見を聴いて、経営学部長が行う。

附則（省略）

本規程は、2019年3月12日に改正し、2019年4月1日から施行する。

経営学部 第1部 ビジネス法学科履修規程

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本規程は学則第10条、第13条および第14条に基づき経営学部第1部ビジネス法学科の学生の授業科目履修に関する事項を定める。
- 第 2 条 授業科目の履修は、学則第8条から第19条までの規程およびこの履修規程によらなければならない。
2. 履修規程は、原則として入学年次のものを適用する。

第 2 章 授業科目の履修および卒業論文

(卒業に必要な単位数)

- 第 3 条 卒業に必要な単位数は、学則第14条（3）に基づき、全学共通科目の外国語科目・広域科目を24単位以上、および経営学部ビジネス法学科の学科専攻科目から100単位以上、合計124単位以上とする。

(授業科目)

- 第 4 条 全学共通科目の外国語科目・広域科目は、学則第9条第2項に定める授業科目の中から履修しなければならない（別表1-1参照）。
2. 全学共通科目の必修外国語科目は、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、朝鮮語の中から1ないし2か国語にわたって履修し、1か国語選択は1つの外国語Ⅰa～Ⅳb 8単位を、2か国語選択は2つの外国語Ⅰa～Ⅱbをそれぞれ4単位（計8単位）修得しなければならない。ただし、8単位を超えて修得した単位は選択外国語科目の単位に振り替えることができる。なお、学部国際留学生の外国語科目は日本語とし、日本語Ⅰa～Vb 10単位を修得しなければならない。
3. 全学共通科目の選択外国語科目は、2単位を修得しなければならない。ただし、2単位を超えて修得した単位は広域科目の単位に振り替えることができる。
4. 全学共通科目の広域科目は、14単位を修得しなければならない。ただし、①思想と文化の学部指定科目（哲学入門、心理学入門、倫理学入門、芸術学入門）、②歴史と社会の学部指定科目（歴史学入門、政治学入門、経済学入門、統計学入門、社会学入門）、③健康とスポーツ、④自然と生活、⑥キャリア形成科目の各分野から2単位以上を修得しなければならない。なお、⑥キャリア形成科目は4単位を上限とし、学科専攻科目への振替もできない。
5. 必修外国語科目の履修変更は次の定めによる。
- （1）当該外国語科目の単位修得に関わらず、変更を認める。なお変更によって履修する外国語科目2か国語が同一になってはならない。
- 第 5 条 （2）変更を認められた外国語科目は、1年次配当の科目から履修することとする。
- 全学共通科目のオープン科目は、学則第9条第3項に定める授業科目の中から履修することができる（別表1-2参照）。
2. オープン科目は、各学部が定めた配当年次に履修することができる。
3. 全学共通科目で修得した単位は、8単位まで別表2に定めた学科専攻科目の単位に振り替えることができる。
- 第 6 条 学科専攻科目の学部基礎科目は、学則第10条第3項（4）に定める科目から5科目10単位以上（ただし、経営学部スペシャリスト養成コースであるコンサルティングコースは6科目12単位以上）を修得しなければならない。授業科目ならびに卒業必要単位数は別表2に定める。
2. 学部基礎科目の中で5科目10単位（ただし、経営学部スペシャリスト養成コースであるコンサルティングコースは6科目12単位）を超えて修得した単位は、学科専門科目の（B）選択科目の単位に振り替えることができる。
- 第 7 条 学科専攻科目の学科専門科目は、学則第10条第3項（4）に定める科目から、各授業科目の区分にしたがって90単位以上（ただし、経営学部スペシャリスト養成コースであるコンサルティングコースは88単位以上）を修得しなければならない。授業科目ならびに卒業必要単位数は別表2に定める。
2. 経営学部スペシャリスト養成コースの税法会計コースとコンサルティングコースの2コースの授業科目は別表2に定める。

3. 各授業科目は、それぞれ（A）必修科目、（B）選択科目、（C）選択科目および（D）実習・演習科目に分け、次の分類にしたがって必要単位を修得しなければならない。

必要単位	ビジネス法学科	スペシャリスト養成コース	
		税法会計	コンサルティング
(A) 必修科目	12単位	24単位	28単位
(B) 選択科目	44単位	42単位	32単位
(C) 選択科目	24単位	14単位	18単位
(D) 実習・演習科目	10単位	10単位	10単位

4. 税法会計コースは前項に定めた(A)必修科目の必要単位を超えて修得した単位は（B）選択科目の単位に振り替えることができる。
5. 第3項に定めた（B）選択科目の必要単位を超えて修得した単位は（C）選択科目の単位に振り替えることができる。
6. (D) 実習・演習科目で修得した単位に余剰の単位がある場合は、その単位を学科専門科目の（C）選択科目の修得単位に換算することができる。
7. (D) 実習・演習科目の演習Ⅰ、演習Ⅱ、演習Ⅲと卒業研究の全部または一部の単位を（B）選択科目の修得単位で代えることができる。
8. 演習Ⅱの履修は演習Ⅰの修得を条件とし、演習Ⅲの履修は演習Ⅱの修得を条件とする。
9. 演習Ⅰ、演習Ⅱ、演習Ⅲを履修しない者も、担当教員の承諾があれば卒業研究を履修できる。
10. 卒業研究を履修した者は、この演習を辞退しない限り、卒業論文を提出し、単位を修得しなければならない。
11. 経営学部第1部経営学科、経営学部第2部経営学科の科目のうち経営学部第1部ビジネス法学科に配当されていない科目的修得単位は、各授業科目の（C）選択科目の修得単位とすることができます。ただし、別表3に定める同種科目は重複履修できない。

(授業科目的履修制限)

第 8 条 学生が各年次において、履修し得る授業科目的履修最高単位数を次表のとおり定める。

年 次	1		2		3		4		計
開 講 期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
履修最高単位数	22	22	24	24	24	24	24	24	188
備 考	履修最高単位に含まれない科目は別に定める。								

第 9 条 次にかかる授業科目については前条を適用しない。

- (1) 特に指定して開講された授業科目
(2) 学則第10条第3項（8）および同第15条第3項に該当する教育職員養成課程の科目

(授業科目的年次別履修)

第 10 条 各年次の学生が履修することができる授業科目は、別表のとおり定める。

2. 履修することができる授業科目は、各履修コースの配当年次に配当されている科目とする。ただし、特に指示された場合はこの限りではない。
3. 演習Ⅰ、演習Ⅱ、演習Ⅲ、卒業研究、特別演習、インターンシップは配当年次のみ履修できる。

(教育職員養成課程)

第 11 条 教育職員免許法に基づいて、教育職員免許状を取得するためには「教科及び教職に関する科目」について、所定の科目的単位数を修得しなければならない。

第 12 条 卒業資格に関する単位数の不足、成績が不良の場合および「教科及び教職に関する科目」の単位数の不足、成績不良の場合には、教育職員養成課程配当の授業科目履修を中止させことがある。

第 13 条 教育職員免許状を取得するために必要な「教科及び教職に関する科目」を履修しようとする者は、学期始めに届け出なければならない。

第 3 章 受 講

(授業の類別)

第 14 条 授業は、開講期間によって次の各号に類別される。

- (1) 学期完結型（各学期内で完結する授業）
- (2) 通年型（1年間継続の授業）
- (3) 集中型

(開講基準)

第 15 条 授業科目は開講することを原則とするが、年度または学期により開講しない場合がある。

- 2. 開講した授業科目でも、受講人員が少人数の場合には中止することがある。

(受講の制限)

第 16 条 授業科目によっては、受講資格を限定し受講人員を制限することがある。

(受講の選択)

第 17 条 同一授業科目で、二つ以上の授業が開講されているときは、いずれか一つの授業を選択して受講することができる。ただし、受講すべき授業を特に指定しているときはこの限りではない。

(履修登録)

第 18 条 授業を受講するには、学年暦で定める期間に履修登録を行わなければならない。ただし、授業の都合上、期間外に履修登録を受け付ける場合がある。

(受講の変更と追加)

第 19 条 履修登録した受講科目は、原則として変更または追加することはできない。

第 4 章 単位の修得

(単位の修得)

第 20 条 授業科目の単位を修得するためには、その科目を受講し、かつ試験に合格しなければならない。

(先修制)

第 21 条 前年次または前学期までに配当された必修科目のうち単位未修得のものは、原則としてこれを各年次または各学期の履修科目に加えなければならない。

(除籍・復籍に伴う授業科目の取扱い)

第 22 条 学費等納付規程第6条により、除籍された者には当該学期の修得単位はこれを認めない。

- 2. 復籍願を提出し、その許可を受けた者は前項を適用しない。

第 5 章 試験および成績

(試験)

第 23 条 試験は、学則第17条に定めるところにより行う。

- 2. 試験は、所定の学期末のほか臨時にこれを行うことがある。

(試験方法)

第 24 条 試験方法は、原則として筆記試験による。

- 2. 前項の試験は、研究報告、論文等をもって、これに代えることがある。

(受験資格)

第 25 条 履修登録をした授業科目について相当時間数出席した場合には、その科目の受験資格が与えられる。

- 2. 受験資格は、授業科目を受講した期間に限り有効である。

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、試験を受けることができない。

- (1) 履修登録をしていないとき
- (2) 学費が未納のとき
- (3) 受験に際して有効な学生証を携帯していないとき
- (4) 試験開始時刻に遅刻したとき
- (5) 懲戒処分中の者
- (6) その他学則、諸規程によるもの

(再履修の制限)

第 27 条 単位を修得した授業科目は再履修することができない。

(成績評価)

第 28 条 学則第18条に定める成績評価は、次の各号の基準によるものとする。

- (1) 優 100点から80点まで
- (2) 良 79点から70点まで
- (3) 可 69点から60点まで
- (4) 不 可 59点以下

(不正行為の処罰)

第 29 条 試験中において、不正行為（準備行為も含む）を行った者は、試験の不正行為者に対する処罰内規により処罰される。

(追試験)

第 30 条 追試験の実施については、別に定める学内試験細則による。

第 6 章 規程の改正

第 31 条 この規程の改廃は経営学部教授会の意見を聴いて、経営学部長が行う。

附則（省略）

本規程は、2019年3月12日に改正し、2019年4月1日から施行する。

経営学部 第2部 経営学科履修規程

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本規程は学則第10条、第13条および第14条に基づき経営学部第2部経営学科の学生の授業科目履修に関する事項を定める。
- 第 2 条 授業科目の履修は、学則第10条から第19条までの規程およびこの履修規程によらなければならない。
2. 履修規程は、原則として入学年次のものを適用する。

第 2 章 授業科目の履修

(卒業に必要な単位数)

- 第 3 条 卒業に必要な単位数は、学則第14条（4）に基づき、124単位以上とする。

(授業科目)

- 第 4 条 学則第10条第3項（5）に定める科目はすべて2単位の選択科目とする。ただし、2科目以上をセット履修しなければならない科目がある。
- 第 5 条 全学共通科目的外国語科目・広域科目、経営学部第1部経営学科、ビジネス法学科の科目を、別表3に定める重複履修不可科目を除いて在学期間に60単位以内で修得できる。
2. 前項による履修は、当該学部・学科の定める配当年次・単位数による。

(授業科目の履修制限)

- 第 6 条 学生が各年次において、履修し得る授業科目の履修最高単位数を次表のとおり定める。

年 次	1		2		3		4		計
開 講 期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
履修最高単位数	22	22	24	24	24	24	24	24	188
備 考	履修最高単位に含まれない科目は別に定める。								

- 第 7 条 次にかかる授業科目については前条を適用しない。

- (1) 特に指定して開講された授業科目
(2) 学則第10条第3項（8）および同第15条第3項に該当する教育職員養成課程の科目

(授業科目の年次履修)

- 第 8 条 各年次の学生が履修することができる授業科目は、別表のとおり定める。

(教育職員養成課程)

- 第 9 条 教育職員免許法に基づいて、教育職員免許状を取得するためには「教科及び教職に関する科目」について、所定の科目の単位数を修得しなければならない。
- 第 10 条 卒業資格に関する単位数の不足、成績が不良の場合および「教科及び教職に関する科目」の単位数の不足、成績不良の場合には、教育職員養成課程配当の授業科目履修を中止せざることがある。
- 第 11 条 教育職員免許状を取得するために必要な「教科及び教職に関する科目」を履修しようとする者は、学期始めに届け出なければならない。

第 3 章 受 講

(授業の類別)

- 第 12 条 授業は、開講期間によって次の各号に類別される。
- (1) 学期完結型（各学期内で完結する授業）
(2) 集中型

(開講基準)

第 13 条 授業科目は開講することを原則とするが、年度または学期により開講しない場合がある。

2. 開講した授業科目でも、受講人数が少人数の場合には中止することがある。

(受講の制限)

第 14 条 授業科目によっては、受講資格を限定し受講人数を制限することがある。

(履修登録)

第 15 条 授業を受講するには、学年暦で定める期間に履修登録を行わなければならない。ただし、授業の都合上、期間外に履修登録を受け付ける場合がある。

(受講の変更と追加)

第 16 条 履修登録した受講科目は、原則として変更または追加することはできない。

第 4 章 単位の修得

(単位の修得)

第 17 条 授業科目の単位を修得するためには、その科目を受講し、かつ試験に合格しなければならない。

(除籍・復籍に伴う授業科目の取扱い)

第 18 条 学費等納付規程第6条より、除籍された者には当該学期の修得単位はこれを認めない。

2. 復籍願を提出し、その許可を受けた者は前項を適用しない。

第 5 章 試験および成績

(試験)

第 19 条 試験は、学則第17条に定めるところにより行う。

2. 試験は、所定の学期末のほか、臨時にこれを行うことがある。

(試験方法)

第 20 条 試験方法は、原則として筆記試験による。

2. 前項の試験は、研究報告、論文等をもって、これに代えることがある。

(受験資格)

第 21 条 履修登録をした授業科目について相当時間数出席した場合には、その科目の受験資格が与えられる。

2. 受験資格は、授業科目を受講した期間に限り有効である。

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、試験を受けることができない。

- (1) 履修登録していないとき
- (2) 学費が未納のとき
- (3) 受験に際して有効な学生証を携帯していないとき
- (4) 試験開始時刻に遅刻したとき
- (5) 懲戒処分中の者
- (6) その他学則、諸規程によるもの

(再履修の制限)

第 23 条 単位を修得した授業科目は再履修することができない。

(成績評価)

第 24 条 学則第18条に定める成績評価は、次の各号の基準によるものとする。

- (1) 優 100点から80点まで
- (2) 良 79点から70点まで
- (3) 可 69点から60点まで
- (4) 不 可 59点以下

(不正行為の処罰)

第 25 条 試験中において、不正行為（準備行為も含む）を行った者は、試験の不正行為者に対する処罰内規により処罰される。

(追試験)

第 26 条 追試験の実施については、別に定める学内試験細則による。

第 6 章 規程の改正

第 27 条 この規程の改廃は経営学部教授会の意見を聴いて、経営学部長が行う。

附則（省略）

本規程は、2019年3月12日に改正し、2019年4月1日から施行する。

情報社会学部 情報社会学科履修規程

第 1 章 總 則

- 第 1 条 本規程は学則第10条、第13条および第14条に基づき情報社会学部情報社会学科の学生の授業科目履修に関する事項を定める。

第 2 条 授業科目的履修は、学則第8条から第19条までの規程およびこの履修規程によらなければならない。

2. 履修規程は、原則として入学年次のものを適用する。

第 2 章 授業科目の履修および卒業論文

(卒業に必要な単位数)

- 第 3 条 卒業に必要な単位数は、学則第14条(5)に基づき、全学共通科目の外国語科目・広域科目を24単位以上、および情報社会学部情報社会学科の学科専攻科目から100単位以上、合計124単位以上とする。

(授業科目)

- 第 4 条 全学共通科目の外国語科目・広域科目は、学則第9条第2項に定める授業科目の中から履修しなければならない(別表1-1参照)。

 2. 全学共通科目の必修外国語科目は、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、朝鮮語の中から履修し、1か国語選択は1つの外国語Ⅰa～Ⅳb 8単位を、2か国語選択は2つの外国語Ⅰa～Ⅱbをそれぞれ4単位(計8単位)修得しなければならない。ただし、8単位を超えて修得した単位は選択外国語科目の単位に振り替えることができる。なお学部国際留学生の外国語科目は日本語とし、日本語Ⅰa～Ⅶbの12単位を修得しなければならない。
 3. 全学共通科目の選択外国語科目は、4単位を修得しなければならない。ただし、4単位を超えて修得した単位は広域科目の単位に振り替えることができる。
 4. 全学共通科目の広域科目は、12単位を修得しなければならない。ただし、①思想と文化、②歴史と社会、③健康とスポーツ、④自然と生活の各分野から1科目2単位以上を修得しなければならない。
 5. 必修外国語科目の履修変更は次の定めによる。
 - (1) 当該外国語科目の単位修得に関わらず、変更を認める。なお変更によって履修する外国語科目2か国語が同一になってはならない。
 - (2) 変更を認められた外国語科目は、1年次配当の科目から履修することとする。

- 第 5 条 全学共通科目のオープン科目は、学則第9条第3項に定める授業科目の中から履修することができる(別表1-2参照)。

- 2 オープン科目は、各学部が定めた配当年次に履修することができる

- 3 全学共通科目で修得した単位は、28単位まで別表2に定めた学科専攻科目の単位に振り替えることができる。

- 第6条 学科専攻科目は、学則第10条第3項(6)に定める授業科目の中から修得しなければならない。(別表2参照)

2. 学則第10条第3項(6)に定める必修科目を修得しない場合には、卒業することができない。ただし、卒業研究を修得できなかったときは、学科専攻科目の選択科目(B) (C)の中から新たに4単位(全学共通科目の単位は除く)を修得し、代替することができる。
 3. 演習を修得しない場合は、次の定めによる

- ### 情報社会学部基礎演習 演習Ⅰ 演習Ⅱ 演習Ⅲ

学術文書登録用の高齢研究属性者の提出すべき高齢論文は、同様に題名について作成し、高齢年次に提出する。

- （授業科目の履修割配）

(授業科目の履修制限)

- 第 8 条 学生が各年次において、履修し得る授業科目の履修最高単位数を次表のとおり定める。

第 9 条 次にかかげる授業科目については前条を適用しない。

(1) 特に指定して開講された授業科目

(2) 学則第10条第3項(8)および同第15条第3項に該当する教育職員養成課程の科目

(授業科目の年次別履修)

第 10 条 各年次の学生が履修することができる授業科目は別表のとおり定める。

2. 履修することができる授業科目は、その年次に配当されているものとする。ただし、特に指示された場合はこの限りではない。

3. 情報社会学部基礎演習、演習Ⅰ、演習Ⅱ、演習Ⅲ、卒業研究およびインターンシップは配当年次のみ履修できる。

(教育職員養成課程)

第 11 条 教育職員免許法に基づいて、教育職員免許状を取得するためには「教科及び教職に関する科目」について、所定の科目の単位数を修得しなければならない。

第 12 条 卒業資格に関する単位数の不足、成績が不良の場合および「教科及び教職に関する科目」の単位数の不足、成績不良の場合には、教育職員養成課程配当の授業科目履修を中止させことがある。

第 13 条 教育職員免許状を取得するために必要な「教科及び教職に関する科目」を履修しようとする者は、学期始めに届け出なければならない。

第 3 章 受 講

(授業の類別)

第 14 条 授業は、開講期間によって次の各号に類別される。

(1) 学期完結型(各学期内で完結する授業)

(2) 通年型(1年間継続の授業)

(3) 集中型

(開講基準)

第 15 条 授業科目は開講することを原則とするが、年度または学期により開講しない場合がある。

2. 開講した授業科目でも、受講人員が少人数の場合には中止することがある。

(受講の制限)

第 16 条 授業科目によっては、受講資格を限定し受講人員を制限することがある。

(受講の選択)

第 17 条 同一授業科目で、二つ以上の授業が開講されているときは、いずれか一つの授業を選択して受講することができる。ただし、受講すべき授業を特に指定しているときはこの限りではない。

(履修登録)

第 18 条 授業を受講するには、学年暦で定める期間に履修登録を行わなければならない。ただし、授業の都合上、期間外に履修登録を受け付ける場合がある。

(受講の変更と追加)

第 19 条 履修登録した受講科目は、原則として変更または追加することはできない。

第 4 章 単位の修得

(単位の修得)

第 20 条 授業科目の単位を修得するためには、その科目を受講し、かつ試験に合格しなければならない。

(先修制)

第 21 条 前年次または前学期までに配当された必修科目のうち単位未修得のものは、原則としてこれを各年次または各学期の履修科目に加えなければならない。

(除籍・復籍に伴う授業科目の取扱い)

第 22 条 学費等納付規程第6条により、除籍された者には当該学期の修得単位はこれを認めない。

2. 復籍願を提出し、その許可を受けた者は前項を適用しない。

第 5 章 試験および成績

(試験)

- 第 23 条 試験は、学則第17条に定めるところにより行う。
2. 試験は、所定の学期末のほか臨時にこれを行うことがある。

(試験方法)

- 第 24 条 試験方法は、原則として筆記試験による。
2. 前項の試験は、研究報告、論文等をもって、これに代えることがある。

(受験資格)

- 第 25 条 履修登録した授業科目について相当時間数出席した場合には、その科目の受験資格が与えられる。
2. 受験資格は、授業科目を受講した期間に限り有効である。

- 第 26 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、試験を受けることができない。
- (1) 履修登録をしていないとき
 - (2) 学費が未納のとき
 - (3) 受験に際して有効な学生証を携帯していないとき
 - (4) 試験開始時刻に遅刻したとき
 - (5) 懲戒処分中の者
 - (6) その他学則、諸規程によるもの

(再履修の制限)

- 第 27 条 単位を修得した授業科目は再履修することができない。

(成績評価)

- 第 28 条 学則第18条に定める成績評価は、次の各号の基準によるものとする。
- | | |
|---------|-------------|
| (1) 優 | 100点から80点まで |
| (2) 良 | 79点から70点まで |
| (3) 可 | 69点から60点まで |
| (4) 不 可 | 59点以下 |

(不正行為の処罰)

- 第 29 条 試験中において、不正行為(準備行為も含む)を行った者は、試験の不正行為者に対する処罰内規により処罰される。

(追試験)

- 第 30 条 追試験の実施については、別に定める学内試験細則による。

第 6 章 規程の改正

- 第 31 条 この規程の改廃は情報社会学部教授会の意見を聴いて、情報社会学部長が行う。

附則（省略）

本規程は、2019年3月12日に改正し、2019年4月1日から施行する。

人間科学部 人間科学科履修規程

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本規程は学則第10条、第13条および第16条に基づき人間科学部人間科学科の学生の授業科目履修に関する事項を定める。
- 第 2 条 授業科目の履修は、学則第8条から第19条までの規程およびこの履修規程によらなければならない。
2. 履修規程は、原則として入学年次のものを適用する。

第 2 章 授業科目の履修および卒業論文

(卒業に必要な単位数)

- 第 3 条 卒業に必要な単位数は、学則第14条(6)に基づき、全学共通科目の外国語科目・広域科目を24単位以上、および人間科学部人間科学科の学科専攻科目から100単位以上、合計124単位以上とする。

(授業科目)

- 第 4 条 全学共通科目の外国語科目・広域科目は、学則第9条第2項に定める授業科目の中から履修しなければならない(別表1-1参照)。
2. 全学共通科目の必修外国語科目は、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、朝鮮語の中から1ないし2か国語にわたって履修し、1か国語選択は1つの外国語I a～IV b、2か国語選択は2つの外国語I a～II bをそれぞれ4単位(計8単位)修得しなければならない。ただし、8単位を超えて修得した単位は広域科目の単位に振り替えることができる。なお学部国際留学生の外国語科目は日本語とし、日本語I a～IV bの8単位を修得しなければならない。
3. 必修外国語科目の配当年次は別表1-1の通りとする。ただし、英語、日本語以外の外国語の配当年次は1～4年次とする。
4. 全学共通科目の選択外国語科目で修得した単位は広域科目の単位に振り替えることができる。
5. 全学共通科目の広域科目は、16単位を修得しなければならない。ただし、①思想と文化、②歴史と社会、③健康とスポーツの各分野から2単位以上、④キャリア形成科目から4単位以上を修得しなければならない。
6. 必修外国語科目の履修変更は次の定めによる。
- (1) 当該外国語科目の単位修得に関わらず、変更を認める。なお変更によって履修する外国語科目2か国語が同一になってはならない。
- (2) 変更を認められた外国語科目は、外国語I・IIから履修することとする。
- 第 5 条 全学共通科目のオープン科目は、学則第9条第3項に定める授業科目の中から履修することができる(別表1-2参照)。
2. オープン科目は、各学部が定めた配当年次に履修することができる。
3. 全学共通科目で修得した単位は、8単位まで別表2に定めた学科専攻科目の単位に振り替えることができる。
- 第 6 条 学科専攻科目は、学則第10条第3項(7)に定める授業科目の中から修得しなければならない。
2. 履修コースは、現代心理学、メディア・デザイン、スポーツ健康の3コースとし、各コースの授業科目並びに卒業必要単位数は別表2に定める。
3. 履修コースの変更は春学期のみとし、授業開始日までに教務部で手続きを行わなければならない。
4. 別表2に定める必要単位を修得できなかった場合は、次の定めによる。
- (1) (A-1)基礎科目の単位を修得できなかった場合は、(A-2)基礎選択科目の修得単位で代替することができる。
- (2) (B-1)専門実践演習科目の単位を修得できなかった場合は、所属コースの(B-2)コース専門科目の修得単位で、代替することができる。
- (3) 専門演習Ⅰ、専門演習Ⅱを修得できなかった場合は、学科専攻科目(B)区分の修得単位で代替することができる。
- (4) 在学期間が4年を超える者が卒業研究を修得できなかった場合は、学科専攻科目(B)区分の中から新たに2科目4単位を修得し、代替することができる。

(卒業論文)

第 7 条 学科専攻科目の卒業研究履修者の提出すべき卒業論文は、卒業年次に提出しなければならない。

(授業科目の履修制限)

第 8 条 学生が各年次において、履修し得る授業科目の履修最高単位数を次表のとおり定める。

第 9 条 次にかかげる授業科目については前条を適用しない。

(1) 特に指定して開講された授業科目

(2) 学則第10条第3項(8)および同第15条第3項に該当する教育職員養成課程の科目

(授業科目の年次別履修)

年 次	1		2		3		4		計
開 講 期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
履修最高単位数	22	22	24	24	24	24	24	24	188
備 考	履修最高単位に含まれない科目は別に定める。								

第 10 条 各年次の学生が履修することができる授業科目は別表のとおり定める。

2. 履修することができる授業科目は、その年次に配当されているものとする。ただし、特に指示された場合はこの限りではない。

3. 基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱ、専門演習Ⅰ、専門演習Ⅱ、卒業研究、インターンシップは配当年次のみ履修できる。

(教育職員養成課程)

第 11 条 教育職員免許法に基づいて、教育職員免許状を取得するためには「教科及び教職に関する科目」について、所定の科目の単位数を修得しなければならない。

第 12 条 卒業資格に関する単位数の不足、成績が不良の場合および「教科及び教職に関する科目」の単位数の不足、成績不良の場合には、教育職員養成課程配当の授業科目履修を中止せざることがある。

第 13 条 教育職員免許状を取得するために必要な「教科及び教職に関する科目」を履修しようとする者は、学期始めに届け出なければならない。

第 3 章 受 講

(授業の類別)

第 14 条 授業は、開講期間によって次の各号に類別される。

(1) 学期完結型(各学期内で完結する授業)

(2) 通年型(1年間継続の授業)

(3) 集中型

(開講基準)

第 15 条 授業科目は開講することを原則とするが、年度または学期により開講しない場合がある。

2. 開講した授業科目でも、受講人員が少人数の場合には中止することがある。

(受講の制限)

第 16 条 授業科目によっては、受講資格を限定し受講人員を制限することがある。

(受講の選択)

第 17 条 同一授業科目で、二つ以上の授業が開講されているときは、いずれか一つの授業を選択して受講することができる。ただし、受講すべき授業を特に指定しているときはこの限りではない。

(履修登録)

第 18 条 授業を受講するには、学年暦で定める期間に履修登録を行わなければならない。ただし、授業の都合上、期間外に履修登録を受け付ける場合がある。

(受講の変更と追加)

第 19 条 履修登録した受講科目は、原則として変更または追加することはできない。

第 4 章 単位の修得

(単位の修得)

第 20 条 授業科目の単位を修得するためには、その科目を受講し、かつ試験に合格しなければならない。

(先修制)

第 21 条 前年次または前学期までに配当された必修科目のうち単位未修得のものは、原則としてこれを各年次または各学期の履修科目に加えなければならない。

(除籍・復籍に伴う授業科目的取扱い)

第 22 条 学費等納付規程第6条により、除籍された者には当該学期の修得単位はこれを認めない。

2. 復籍願を提出し、その許可を受けた者は前項を適用しない。

第 5 章 試験および成績

(試験)

第 23 条 試験は、学則第17条に定めるところにより行う。

2. 試験は、所定の学期末のほか臨時にこれを行うことがある。

(試験方法)

第 24 条 試験方法は、原則として筆記試験による。

2. 前項の試験は、研究報告、論文等をもって、これに代えることがある。

(受験資格)

第 25 条 履修登録した授業科目について相当時間数出席した場合には、その科目の受験資格が与えられる。

2. 受験資格は、授業科目を受講した期間に限り有効である。

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、試験を受けることができない。

- (1) 履修登録をしていないとき
- (2) 学費が未納のとき
- (3) 受験に際して有効な学生証を携帯していないとき
- (4) 試験開始時刻に遅刻したとき
- (5) 懲戒処分中の者
- (6) その他学則、諸規程によるもの

(再履修の制限)

第 27 条 単位を修得した授業科目は再履修することができない。

(成績評価)

第 28 条 学則第18条に定める成績評価は、次の各号の基準によるものとする。

- | | |
|---------|-------------|
| (1) 優 | 100点から80点まで |
| (2) 良 | 79点から70点まで |
| (3) 可 | 69点から60点まで |
| (4) 不 可 | 59点以下 |

(不正行為の処罰)

第 29 条 試験中において、不正行為(準備行為も含む)を行った者は、試験の不正行為者に対する処罰内規により処罰される。

(追試験)

第 30 条 追試験の実施については、別に定める学内試験細則による。

第 6 章 規程の改正

第 31 条 この規程の改廃は人間科学部教授会の意見を聴いて、人間科学部長が行う。

附則 (省略)

本規程は、2019年3月12日に改正し、2019年4月1日から施行する。

別表 1-1 (2019年度以降新入生)

全学共通科目[外国語科目・広域科目] 授業科目年次配当表

分野		授業科目		配当年次	単位	分野		授業科目		配当年次	単位
必修外国語	◆ 英語 I a [R&W]	I a	[R&W]	1	1	①思想と文化	哲入	理入	倫宗理入	門學	1・2・3・4
	◆ 英語 I b [L&S]	I b	[L&S]	1	1		哲入	理入	倫宗理入	學門	1・2・3・4
	◆ 英語 II a [R&W]	II a	[R&W]	1	1		哲入	理入	倫宗理入	學門	1・2・3・4
	◆ 英語 II b [L&S]	II b	[L&S]	1	1		哲入	理入	倫宗理入	學門	1・2・3・4
	◆ 英語 III a [R&W]	III a	[R&W]	2	1		心	入	化表	門學	1・2・3・4
	◆ 英語 III b [L&S]	III b	[L&S]	2	1		心	入	化表	門學	1・2・3・4
	◆ 英語 IV a [R&W]	IV a	[R&W]	2	1		のと地学と学術文語	入	文文文	門學	1・2・3・4
	◆ 英語 IV b [L&S]	IV b	[L&S]	2	1		ののの	入	文文文	門學	1・2・3・4
	フランス語 I a [講読]	I a	[講読]	1	1		のののの	入	文文文	門學	1・2・3・4
	フランス語 I b [文法]	I b	[文法]	1	1		のののの	入	文文文	門學	1・2・3・4
選択外国語	フランス語 II a [講読]	II a	[講読]	1	1		歴日	歴日	入政	門史	1・2・3・4
	フランス語 II b [文法]	II b	[文法]	1	1		アヨ	アヨ	入政	史史	1・2・3・4
	フランス語 III a [講読]	III a	[講読]	2	1		政現法	政現法	入政	史門	1・2・3・4
	フランス語 III b [文法]	III b	[文法]	2	1		現日	現日	憲入	治門	1・2・3・4
	フランス語 IV a [講読]	IV a	[講読]	2	1		代本	代本	本ジ	法法	1・2・3・4
	フランス語 IV b [文法]	IV b	[文法]	2	1		營代	營代	入統	門濟	1・2・3・4
	ドイツ語 I a [講読]	I a	[講読]	1	1		代會	代會	入會	濟門	1・2・3・4
	ドイツ語 I b [文法]	I b	[文法]	1	1		会考	考民	ス	門計	1・2・3・4
	ドイツ語 II a [講読]	II a	[講読]	1	1		民現社	民現社	計	門論	1・2・3・4
	ドイツ語 II b [文法]	II b	[文法]	1	1		社現	社現	代會	學門	1・2・3・4
全学共通科目	スペイン語 I a [講読]	I a	[講読]	1	1	②歴史と社会	歴日	歴日	入政	門史	1・2・3・4
	スペイン語 I b [文法]	I b	[文法]	1	1		アヨ	アヨ	憲入	史史	1・2・3・4
	スペイン語 II a [講読]	II a	[講読]	1	1		政現法	政現法	本ジ	史門	1・2・3・4
	スペイン語 II b [文法]	II b	[文法]	1	1		現日	現日	入統	濟門	1・2・3・4
	スペイン語 III a [講読]	III a	[講読]	2	1		代本	代本	入會	濟門	1・2・3・4
	スペイン語 III b [文法]	III b	[文法]	2	1		營代	營代	ス	門計	1・2・3・4
	スペイン語 IV a [講読]	IV a	[講読]	2	1		計代	計代	計代	門論	1・2・3・4
	スペイン語 IV b [文法]	IV b	[文法]	2	1		代會	代會	代會	學門	1・2・3・4
	中国語 I a	I a		1	1		考民	考民	ス	門計	1・2・3・4
	中国語 I b	I b		1	1		民現社	民現社	門計	門論	1・2・3・4
外國語科目	中国語 II a	II a		1	1		現社	現社	門計	門論	1・2・3・4
	中国語 II b	II b		1	1		考民	考民	門計	門論	1・2・3・4
	中国語 III a	III a		2	1		民現社	民現社	門計	門論	1・2・3・4
	中国語 III b	III b		2	1		現社	現社	門計	門論	1・2・3・4
	中国語 IV a	IV a		2	1		考民	考民	門計	門論	1・2・3・4
	中国語 IV b	IV b		2	1		民現社	民現社	門計	門論	1・2・3・4
	朝鮮語 I a	I a		1	1		考民	考民	ス	門計	1・2・3・4
	朝鮮語 I b	I b		1	1		民現社	民現社	門計	門論	1・2・3・4
	朝鮮語 II a	II a		1	1		現社	現社	門計	門論	1・2・3・4
	朝鮮語 II b	II b		1	1		考民	考民	門計	門論	1・2・3・4
選択外國語	朝鮮語 III a	III a		2	1	③健康とスポーツ	地地	地地	入概	門誌	1・2・3・4
	朝鮮語 III b	III b		2	1		自	自	科入	論史	1・2・3・4
	朝鮮語 IV a	IV a		2	1		然	然	數入	門學	1・2・3・4
	朝鮮語 V a	V a		3	1		科	科	理物	門學	1・2・3・4
	朝鮮語 V b	V b		3	1		學	學	化科	學門	1・2・3・4
	朝鮮語 VI a	VI a		3	1		代理	代理	科理	學門	1・2・3・4
	朝鮮語 VI b	VI b		3	1		代	代	入	學門	1・2・3・4
	T O E I C I	I	C I	1・2・3・4	2		增進	增進	概	學門	1・2・3・4
	T O E I C II	I	C II	1・2・3・4	2		の理	の理	概	學門	1・2・3・4
	T O E I C III	I	C III	1・2・3・4	2		論	論	概	學門	1・2・3・4
<p>◆「英語 I a」～「英語 IV b」は、習熟度別開講とする。 ※「日本語 I a」～「日本語 VI b」は、学部国際留学生を対象とする。ただし、交換国際留学生も受講可能とする。 ◇人間科学部：英語、日本語をのぞく必修外國語科目的配当年次は1・2・3・4年とする。</p>											

●=経営学部第1部 学部指定科目

【卒業に必要な要件】

外国语科目

<卒業必要単位数>	経済学部		経営学部第1部		情報社会学部		人間科学部	
必修外国语科目	2ヵ国語 12単位	12単位	2ヵ国語 あるいは1ヵ国語 8単位	10単位	2ヵ国語 あるいは1ヵ国語 8単位	12単位	2ヵ国語 あるいは1ヵ国語 8単位	8単位
選択外国语科目	-		2単位		4単位		-	

●外国语科目の余剰単位は広域科目の単位として振り替えることができる。

広域科目

<卒業必要単位数>	経済学部		経営学部第1部		情報社会学部		人間科学部	
①思想と文化	2単位以上	12単位	学部指定科目から 2単位以上	14単位	2単位以上	12単位	2単位以上	16単位
②歴史と社会	2単位以上		学部指定科目から 2単位以上		2単位以上		2単位以上	
③健康とスポーツ	2単位以上		2単位以上		2単位以上		2単位以上	
④自然と生活	2単位以上		2単位以上		2単位以上		-	
⑤共通特殊講義	-		-		-		-	
⑥キャリア形成科目	-		2単位以上		-		4単位以上	
(広域科目①～⑥、 外国语科目の余剰単位)	-		-		-		-	

●広域科目の余剰単位は、オープン科目的修得単位とあわせて、全学共通科目の余剰単位として各学科の科目配当表で指定されている学科専攻科目の区分単位に振り替えることができる。

※【経済学部・情報社会学部】28単位まで 【経営学部第1部・人間科学部】8単位まで

◇経営学部第1部：「③健康とスポーツ」は2単位を超えての履修はできない。

◇経営学部第1部：「⑥キャリア形成科目」は4単位を上限とし、学科専攻科目への振替もできない。

別表 1-2 (2019年度以降新入生)

全学共通科目[オープン科目] 授業科目年次配当表

分野		授業科目	配当年次	単位数	分野		授業科目	配当年次	単位数
経済学部科目 全学共通科目	経済理論(基礎)	1		2	情報社会学部科目 全学共通科目	会計基礎論Ⅰ	1・2・3・4	2	
	マクロ経済学(基礎)	1		2		会計基礎論Ⅱ	1・2・3・4	2	
	ミクロ経済学(基礎)	1		2		原価計算論入門	1・2・3・4	2	
	海外実習	1・2・3・4		2		ロジカルシンキング	1・2・3・4	2	
	社会政策	1・2・3・4		2		英文会計	1・2・3・4	2	
	社会保障論	1・2・3・4		2		企業経営論	1・2・3・4	2	
	数理統計学入門	1・2・3・4		2		財務会計論	1・2・3・4	4	
	西洋経済史	1・2・3・4		2		簿記システム論	1・2・3・4	4	
	西洋経済史特論	1・2・3・4		2		原価計算論	1・2・3・4	4	
	世界経済史	1・2・3・4		2		金融商品取引法	2・3・4	2	
	統計学	1・2・3・4		2		経済情報分析	2・3・4	2	
	日本経済史	1・2・3・4		2		社会情報学	2・3・4	2	
	日本経済論	1・2・3・4		2		情報システム基礎	2・3・4	2	
	労働経済論	1・2・3・4		2		ディスクロージャー制度論	2・3・4	2	
	労働政策	1・2・3・4		2		認知科学	2・3・4	2	
	経済数学入門	1・2・3・4		4		ヒューマンインターフェース	2・3・4	2	
	経済政策	1・2・3・4		4		マーケティング戦略論	2・3・4	2	
	現代資本主義論	1・2・3・4		4		流通システム論	2・3・4	2	
	行政	2・3・4		2		流通情報システム	2・3・4	2	
	金融政策特論	2・3・4		2		ロジカルコミュニケーション	2・3・4	2	
	金融政策論	2・3・4		2		ファシリテーション基礎	2・3・4	2	
経営学部科目	国際関係論	2・3・4		2		ファシリテーション実践	2・3・4	2	
	財政学	2・3・4		2		会計と歴史	2・3・4	4	
	財政政策	2・3・4		2		コンピュータ会計論	2・3・4	4	
	ジエンダー論	2・3・4		2	人間科学部科目	対人スキル実習	1・2・3・4	2	
	政治学	2・3・4		2		教育相談の理論と方法	2・3・4	2	
	中国経済論	2・3・4		2		社会テーマデザイン論	2・3・4	2	
	地域経済論	2・3・4		2		メディア産業論	2・3・4	2	
	実践中国語	2・3・4		2					
	フランス語圏文化論	2・3・4		2					
	Japanese Politics	2・3・4		2					
	金融コース特殊講義	2・3・4		2					
経営学部科目	産業心理学I	1・2・3・4		2					
	産業心理学II	1・2・3・4		2					
	民法入門	1・2・3・4		2					
	家族法	2・3・4		2					
	経営会社法	2・3・4		2					
	経営会社法	2・3・4		4					
	経営管理論	2・3・4		4					
	経営組織論	2・3・4		4					
	刑法	2・3・4		4					
	憲法	2・3・4		4					

●オープン科目的修得単位は、広域科目の余剰単位とあわせて、全学共通科目の余剰単位として各学科の科目配当表で指定されている学科専攻科目の区分単位に振り替えることができる。

※【経済学部・情報社会学部】28単位まで
【経営学部第1部・人間科学部】8単位まで

別表2 (2019年度入学生)

経済学部 経済学科・地域政策学科 授業科目年次配当表

区分		授業科目		単位	配当年次		卒業必要単位数	
(A) 学部基幹科目	(a)	マク	口経済学(基礎)	2	1	6 単位以上	14単位	
		ミク	口経済学(基礎)	2	1			
		ミ	経理論(基礎)	2	1			
		情	報理入門	2	1			
		情	報理基礎	2	1			
	(b)	金	融	2	1 · 2 · 3 · 4	8 単位以上	32単位	
		国	際	2	1 · 2 · 3 · 4			
		日	本	2	1 · 2 · 3 · 4			
		地	域	2	1 · 2 · 3 · 4			
		社	会	2	1 · 2 · 3 · 4			
(B) コース科目	(a) 共通科目	民	政	2	1 · 2 · 3 · 4	8 単位以上	32単位	
		民	法	2	1 · 2 · 3 · 4			
		経	法	4	1 · 2 · 3 · 4			
		会	政	4	1 · 2 · 3 · 4			
		経	概	4	1 · 2 · 3 · 4			
		統	計	2	1 · 2 · 3 · 4			
		数	計	2	1 · 2 · 3 · 4			
		理	学	2	1 · 2 · 3 · 4			
		融	特	2	1 · 2 · 3 · 4			
		洋	濟	2	1 · 2 · 3 · 4			
(C) 選択科目	(b)	西	史	2	1 · 2 · 3 · 4	40単位	(A) (B)区分の剩余の単位、全学共通科目[外国語科目・広域科目]の剩余の単位、および本学科に配当されていない全学共通科目[オープン科目]の単位を含めることができる。	
		世	濟	2	1 · 2 · 3 · 4			
		現	本	4	1 · 2 · 3 · 4			
		経	主	4	1 · 2 · 3 · 4			
		応	義	4	1 · 2 · 3 · 4			
		現	論	2	2 · 3 · 4			
		代	史	2	2 · 3 · 4			
		ア	論	2	2 · 3 · 4			
		経	想	2	2 · 3 · 4			
		経	處	2	2 · 3 · 4			
(D) 演習科目	(C)	ア	济	2	2 · 3 · 4	14単位	ただし、全学共通科目は28単位上限。	
		ジ	史	2	2 · 3 · 4			
		ジ	概	2	2 · 3 · 4			
		ジ	説	2	2 · 3 · 4			
		ジ	門	2	2 · 3 · 4			
		ジ	法	2	2 · 3 · 4			
		ジ	II	2	2 · 3 · 4			
		ジ	I	2	2 · 3 · 4			
		ジ	門	2	2 · 3 · 4			
		ジ	法	2	2 · 3 · 4			
(D) 演習科目		経	史	2	1	14単位	演習を修得できない場合は、(B) (C)区分の科目で代替しなければならない。	
		済	概	2	1			
		学	説	2	2			
		法	習	2	3			
		政	習	2	3			
		治	習	4	4			
		職	指					
		業	研					

別表2 (2019年度入学生)

経営学部第1部ビジネス法学科 授業科目年次配当表

区分	授業科目	配当年次	単位	授業科目	配当年次	単位	卒業必要単位数
学部基礎科目	ビジネス法入門 I	1	2	情報実習 I	1	2	10単位 超過単位分は、(B)選択科目に振り替えることができる。
	ビジネス法入門 II	1	2	情報実習 II	1	2	
	現代経営論 I	1	2	リーガリティアセスメント基礎論(中級) I	1	2	
	現代経営論 II	1	2	リーガリティアセスメント基礎論(中級) II	1	2	
	会計基礎 I	1	2	会計基礎 II	1	2	
	会計基礎 II	1	2	会計基礎 II	1	2	
(A)必修科目	民法入門 I	1・2・3・4	2	会社法 III(債権)	2・3・4	4	12単位 44単位 超過単位分は、(C)選択科目に振り替えることができる。
(B)選択科目	民法入門 II	2・3・4	4	コーポレートガバナンス法	3・4	2	
	経営と法の融合 I	1・2	2	民契約法	2・3・4	4	
	経営と法の融合 II	1・2	2	約済財産法	2・3・4	4	
	法の総則 I(総則)	1・2・3・4	2	的事件訟法	3・4	4	
	民法業取引法 I(物権)	2・3・4	2	産訟法	3・4	4	
	民法業取引法 II(物権)	2・3・4	4	法	3・4	4	
	家族法 I	2・3・4	2	法	3・4	2	
	環境法 II	2・3・4	2	法	3・4	2	
	行政法 I	2・3・4	4	法	3・4	2	
	行証券法 II	2・3・4	4	法	3・4	2	
融合科目	法的行為法	2・3・4	2	地政法	1・2・3・4	4	24単位
	不動産登記法	2・3・4	2	地界小产法	3・4	2	
	有價証券法	2・3・4	2	地籍法	3・4	2	
	憲法 I	2・3・4	4	地主法	3・4	2	
	刑罚法 II	2・3・4	4	地役法	3・4	2	
	社会保障法 I	2・3・4	4	家業法	3・4	4	
	会員法 II	2・3・4	4	業者法	3・4	4	
学専門科目	会員法 I	3・4	2	業者法	3・4	2	24単位
	経済法 II	3・4	2	家業法	3・4	4	
	税法 I	3・4	2	業者法	3・4	4	
	税法 II	3・4	2	業者法	3・4	4	
	社会保障法 I	3・4	2	業者法	3・4	4	
	社会保障法 II	3・4	2	業者法	3・4	4	
	税法 I	3・4	2	業者法	3・4	4	
	税法 II	3・4	2	業者法	3・4	4	
	税法 I	3・4	2	業者法	3・4	4	
	税法 II	3・4	2	業者法	3・4	4	
(a)	コーチング&メンタリング I	1・2・3・4	2	生産管理 I	2・3・4	2	24単位
(C)選択科目	マネジメントゲートways I	1・2・3・4	4	生産管理 II	2・3・4	4	
	経営本業論 I	2・3・4	2	生産管理 III	2・3・4	4	
	経営本業論 II	2・3・4	2	生産管理 IV	2・3・4	4	
	企業人材管理 I	2・3・4	2	マーケティング I	2・3・4	4	
	企業人材管理 II	2・3・4	2	マーケティング II	2・3・4	4	
	販売管理 I	2・3・4	2	マーケティング III	2・3・4	4	
	販売管理 II	2・3・4	2	マーケティング IV	2・3・4	4	
	商売管理 I	2・3・4	2	マーケティング V	2・3・4	4	
	商売管理 II	2・3・4	2	マーケティング VI	2・3・4	4	
	経済学 I	2・3・4	2	マーケティング VII	2・3・4	4	
	経済学 II	2・3・4	2	マーケティング VIII	2・3・4	4	
	経済学 III	2・3・4	2	マーケティング IX	2・3・4	4	
	経済学 IV	2・3・4	2	マーケティング X	2・3・4	4	
	経済学 V	2・3・4	2	マーケティング XI	2・3・4	4	
	経済学 VI	2・3・4	2	マーケティング XII	2・3・4	4	
	経済学 VII	2・3・4	2	マーケティング XIII	2・3・4	4	
	経済学 VIII	2・3・4	2	マーケティング XIV	2・3・4	4	
	経済学 IX	2・3・4	2	マーケティング XV	2・3・4	4	
	経済学 X	2・3・4	2	マーケティング XVI	2・3・4	4	
(b)	会員会計 I	2・3・4	2	会員会計 II	2・3・4	4	
	会員会計 III	2・3・4	2	会員会計 IV	2・3・4	4	
	会員会計 V	2・3・4	2	会員会計 VI	2・3・4	4	
	会員会計 VII	2・3・4	2	会員会計 VIII	2・3・4	4	
	会員会計 IX	2・3・4	2	会員会計 X	2・3・4	4	
	会員会計 XI	2・3・4	2	会員会計 XII	2・3・4	4	
	会員会計 XIII	2・3・4	2	会員会計 XIV	2・3・4	4	
	会員会計 XV	2・3・4	2	会員会計 XVI	2・3・4	4	
(d)	日本史概説 I	2・3・4	2	法政概説 I	2・3・4	2	10単位 超過単位分は、(C)選択科目に振り替えることができる。
(D)実習・演習科目	日本史概説 II	2・3・4	2	法政概説 II	2・3・4	2	
	日本史概説 III	2・3・4	2	法政概説 III	3・4	4	
	日本史概説 IV	2・3・4	2	法政概説 IV	2	2	
	日本史概説 V	2・3・4	2	法政概説 V	3・4	4	
(E)	イタリアンシッズ I	2・3	2	演習 I	2	2	
	イタリアンシッズ II	2・3・4	2	演習 II	3	2	
(F)	デイベート研究 I	2・3・4	2	演習 III	3	2	
	模擬裁判研究 I	3・4	2	研究別演習	4	4	
	模擬裁判研究 II	3・4	2	研究別演習	2	2	
(D)実習・演習科目的演習I、演習II、演習IIIと卒業研究の全部または一部の単位を(B)選択科目の修得単位から振り替えることができる。							

(注)学部基礎科目は、1年次に全科目を履修することが望ましい。なお、10単位を超えて修得した単位は(B)選択科目に振り替えることができる。
※ 全商簿記1級または日商簿記2級以上を取得している学生は、「会計基礎論 I・II」に代わって、「会計基礎論(中級) I・II」を履修しなければならない。

別表2 (2019年度入学生)

経営学部第1部経営学科・ビジネス法学科 スペシャリスト養成コース 授業科目年次配当表

コンサルティングコース

区分	授業科目		配当年次	単位	授業科目		配当年次	単位	卒業必要単位数		
学部基礎科目	必修	現代経営入門Ⅰ	1	2	ビジネス法入門Ⅱ	1	2	2	10単位		
		現代経営入門Ⅱ	1	2	情報実習Ⅰ	1	2	2	12単位		
	選択	ビジネス法入門Ⅰ	1	2	キヤリア設計	1	2	2	超過単位分は、(B)選択科目に振り替えることができる。		
		情報実習Ⅱ	1	2	※会計基礎論(中級)Ⅰ	1	2	2			
(A) 必修科目		会計基礎論Ⅰ	1	2	※会計基礎論(中級)Ⅱ	1	2	2			
		会計基礎論Ⅱ	1	2	マネジメントゲーム	1	4	4			
		コンサル基礎演習Ⅰ	1	2	契約法	2	4	4			
		コンサル基礎演習Ⅱ	1	2	会社法	2	4	4			
		コンサル基礎演習Ⅲ	1	2	財務会計入門	2	2	2			
		民法入門	1	2	経営学門学	2	4	4	28単位		
		コーチング&メンタリング	1	2	マネジメントゲーム	1	4	4			
		経営と法の融合Ⅰ	1・2	2	人事労務管理論Ⅰ	2・3・4	2	2			
		経営と法の融合Ⅱ	1・2	2	人事労務管理論Ⅱ	2・3・4	2	2			
学 科 専 門 科 目	基幹科目	経営学特論初級Ⅰ	2	2	起業論	2・3・4	4	4			
		経営学特論初級Ⅱ	2	2	経営統計	2・3・4	4	4			
		財務諸表分析	2・3・4	2	企業分野	2・3・4	4	4			
		ビジネスコミュニケーション	2・3・4	2	マーケティング	2・3・4	4	4			
		ビジネスプレゼンテーションI	2・3・4	2	経営戦略論	2・3・4	4	4			
		ビジネスプレゼンテーションII	2・3・4	2	組織論	2・3・4	4	4			
		実践マーケティングI	2・3・4	2	競争戦略論	2・3・4	4	4			
		実践マーケティングII	2・3・4	2	マーケティングリサーチ	2・3・4	4	4			
		経営分析	2・3・4	2	中小企業法論	3・4	2	2			
		店舗・販売管理	2・3・4	2	中小企業論	3・4	4	4			
		販売管理特論初級	2	2	実践ビジネスマナー	2・3・4	2	2			
		企業分析の事例研究	2・3・4	2	実践ヒューマンスキル	2・3・4	2	2			
(B) 選択科目	展開科目	リーダーシップ論	2・3・4	2	ベンチャービジネス論	2・3・4	4	4			
		行動科学実験法	2・3・4	2	産業心理学	2・3・4	4	4			
		行動動計量学	2・3・4	2	組織調査演習	2・3・4	4	4	32単位		
		ビジネスプランニングI	2・3・4	2	ビジネスエコノミクス	3・4	4	4			
		ビジネスプランニングII	2・3・4	2	組織間関係論	3・4	4	4			
		販売管理特論中級I	2・3・4	2	イノベーション論	3・4	4	4			
		販売管理特論中級II	2・3・4	2	サプライチェーンマネジメント論	3・4	4	4			
		生産管理論	2・3・4	2							
		民法I(総則)	1・2・3・4	2	借地法	3・4	2	2			
		インターネットショッピング法	2・3	2	消費法	3・4	2	2			
融合理科目		不動産法	2・3・4	2	モデル擬契約法	3・4	2	2			
		企業取引法	2・3・4	2	国際取引法	3・4	2	2			
		家族法	2・3・4	2	ビジネス工学法	3・4	2	2			
		有価証券法	2・3・4	2	民法II(物権)	3・4	4	4			
		環境法	2・3・4	2	民法III(債権)	3・4	4	4			
		雇用法	2・3・4	4	税法	3・4	4	4			
		憲刑法	2・3・4	4	民事訴訟法	3・4	4	4			
		経済法	2・3・4	4	経済法	3・4	4	4			
		倒産法	3・4	2	行政法	3・4	4	4			
		不登記法	3・4	2	民事訴訟法	3・4	4	4			
(C) 選択科目	(a)	本コースに配当されていない、経営学部第1部経営学科、ビジネス法学科、経営学部第2部経営学科の科目。ただし別表に定める同種科目は重複履修できない。								18単位	
		全学共通科目[外国語科目・広域科目]の余剰の単位、および本学科に配当されていない全学共通科目[オープン科目]。(最大8単位まで)									
		上記科目を修得できない場合は、(B)選択科目の修得単位から振り替えることができる。									
(D) 演習科目	演習Ⅰ		2	2	卒業研究	4	4	4	10単位		
	演習Ⅱ		3	2	特別演習	2	2	2	超過単位分は(C)選択科目に振り替えることができる。		

(注)学部基礎科目は、1年次に全科目を履修することが望ましい。なお、12単位を超えて修得した単位は(B)選択科目に振り替えることができる。

※ 全商簿記1級または日商簿記2级以上を取得している学生は、「会計基礎論 I・II」に代わって、「会計基礎論(中級) I・II」を履修しなければならない。

別表2 (2019年度入学生)

経営学部第1部経営学科・ビジネス法学科 スペシャリスト養成コース 授業科目年次配当表

税法会計コース

区分	授業科目		配当年次	単位	授業科目		配当年次	単位	卒業必要単位数
学部基礎科目	ビジネス法入門I	I	1	2	情報実習I	I	1	2	10単位
	ビジネス法入門II	I	1	2	情報実習II	I	1	2	
現会計基礎論I	現代経営入門I	I	1	2	キャリア設計		1	2	超過単位分は、(B)選択科目に振り替えることができる。
	現会計基礎論II	I	1	2	※会計基礎論(中級)I		1	2	
(A)必修科目	民法入門	I	1	2	※簿記システム論		2	2	24単位
	財務会計入門	II	2	2	※株式会社会計法		2	2	
税務会計入門	利益会計	II	2	2	※会計基礎論(上級)I		3	4	超過単位分は、(B)選択科目に振り替えることができる。
	契約法	II	2	2	※会計基礎論(上級)II		2	2	
基幹科目	経営と法の融合I	I	1・2	2	原価計算論	I	2・3・4	4	
	経営と法の融合II	I	1・2	2	民法II(物権)	II	2・3・4	4	
民企業法I(総則)	民法I(総則)	I	1・2・3・4	2	民法III(債権)	III	2・3・4	4	
	企業取引法	I	2・3・4	2	管理会計論	I	3・4	4	
企管経営マネジメント	企管経営マネジメント	I	2・3・4	4	国際会計論	I	3・4	4	
	企管経営マネジメント	I	2・3・4	4	国際会計論	I	3・4	4	
学科専門科目(B)選択科目	財務諸表特論I	I	1・2・3・4	2	流動通論	I	2・3・4	4	42単位
	財務諸表特論II	I	1・2・3・4	2	国際会計論	I	2・3・4	4	
簿記特論I	簿記特論I	I	1・2・3・4	2	コンピュータ会計	I	2・3・4	4	
	簿記特論II	I	1・2・3・4	2	投資戦略論(株式編)	I	3・4	2	
簿記特論I	簿記特論I	I	1・2・3・4	2	投資戦略論(派生商品編)	I	3・4	2	
	簿記特論II	I	1・2・3・4	2	国際税務会計論	I	3・4	2	
簿記特論I	簿記特論I	I	1・2・3・4	2	国内部統制監査論	I	3・4	2	
	簿記特論II	I	1・2・3・4	2	財務監理論	I	3・4	4	
簿記特論I	簿記特論I	I	2・3・4	2	財務監理論	I	3・4	4	
	簿記特論II	I	2・3・4	2	連続会計論	I	3・4	4	
簿記特論I	簿記特論I	I	2・3・4	2	会計会計論	I	3・4	4	
	簿記特論II	I	2・3・4	2	会計会計論	I	3・4	4	
簿記特論I	簿記特論I	I	2・3・4	2	社会会計論	I	3・4	4	
	簿記特論II	I	2・3・4	2	公会計論	I	3・4	4	
簿記特論I	簿記特論I	I	2・3・4	4	金融会計論	I	3・4	4	
	簿記特論II	I	2・3・4	4	会計論	I	3・4	4	
融合科目	家業法	I	2・3・4	2	登記法	I	3・4	2	
	環境法	I	2・3・4	2	会社法	I	3・4	2	
融科目	憲法	I	2・3・4	4	借地法	I	3・4	2	
	行政法	I	2・3・4	4	融資法	I	3・4	2	
融科目	有価証券法	I	3・4	2	金融商法	I	3・4	2	
	不動産法	I	3・4	2	倒産法	I	3・4	2	
融科目	国際取引法	I	3・4	2	雇用法	I	3・4	4	
	中小企业法	I	3・4	2	経済法	I	3・4	4	
融科目	経済法	I	3・4	2	刑罰法	I	3・4	4	
	消費税法	I	3・4	2	知的財産法	I	3・4	4	
(C)選択科目	経営学特殊講義	I	1・2・3・4	2	ビジネス特殊講義	I	1・2・3・4	2	14単位
	法学特殊講義	I	1・2・3・4	2	インターンシップ	I	2・3	2	
(C)選択科目	本コースに配当されていない、経営学部第1部経営学科、ビジネス法学科、経営学部第2部経営学科の科目。ただし別表に定める同種科目は重複履修できない。								
	全学共通科目「外国語科目・広域科目」の余剰の単位、および本学科に配当されていない全学共通科目「オープン科目」。 (最大8単位まで)								
(D)演習科目	演习I	I	2	2	卒業研究	I	4	4	10単位
	演习II	I	3	2	特別演習	I	2	2	
	演习III	I	3	2	上記科目を修得できない場合は、(B)選択科目の修得単位から振り替えることができる。				

(注) 学部基礎科目は、1年次に全科目を履修することが望ましい。なお、10単位を超えて修得した単位は(B)選択科目に振り替えることができる。

* 全商簿記1級または日商簿記2級以上を取得している学生は、「会計基礎論I・II」に代わって、「会計基礎論(中級)I・II」を履修しなければならない。

* 「会計基礎論(中級)I・II」を修得した学生は、「会計基礎論(上級)I・II」を履修しなければならない。「簿記システム論」「株式会社会計」は履修不可。

* 「会計基礎論I・II」を修得した学生は、「簿記システム論」「株式会社会計」を履修しなければならない。その後「会計基礎論(上級)I・II」を履修・修得した場合、超過単位分は(B)区分に振り替えることができる。

超過単位分は(C)選択科目に振り替えることができる。

別表2 (2019年度入学生)

情報社会学部 情報社会学科 授業科目年次配当表

